



秋徳内 山 委 員

わが党委員は、河川愛護推進委員にあたっては河川の清潔保持や河川管理に地域住民に根づいた協力が必要であること、また、建設省久御山排水機も

一台増加による計画実現を国に強く要望し、小椋千拓田内の排水機能を高めるため、一級河川への昇格など、府が積極的にとりくむよう強く指摘しました。

手原川堤防の樹齢三十年から四十年の桜並木の伐採後の植樹について、地元納得が得られているのかと質問したのに対し、理事者は三年物を植樹することで町内の納得を得ていると答弁しました。

広域幹線道路建設促進委員会



尚秀山 員 長 副 委 員



子順双 員 委 員

理事者から、亀岡道路、京都縦貫道路建設の進捗状況、丹波綾部道路や第二名神などの計画原案提示、名神の六

車線化工事の進捗状況、京都高速道路の都市計画決定などについての報告がありました。

文民警察官のカンボジアからの

撤退を求める申し入れ

一九九三年五月六日

カンボジア北西部アンピルで、パトリール中の日本人文民警察官が、ボ

日本共産党府会議員団は、昨年六月府議会代表質問および八月十二日の「自衛隊のカンボジア派兵反対等に關する申し入れ」で、P.K.O協力の違憲性とともに、カンボジアの現状が内戦状態であることを指摘し、自衛隊および地方公務員の派遣を拒否するよう知事に求めてきた。

この間カンボジアでは選挙妨害のためこのボル・ポト派による大規模な破壊活動がつづいている。国連ボランティアの中田厚仁さんの死亡につづき、P.K.O協力の法にもとづいて政府が派遣した要員が殺害されたことは、カンボジアの事態が極めて危険なものになっていることを示しており、政府の責任はきわめて重大である。

京都府からも、現職警察官が文民警察官七十五名の内の一名として、カンボジアに派遣されている。府民の人命を守るため知事は、ただちに政府にたいしカンボジアからの京都府警察官の引き揚げを要求すべきである。

皇太子の結婚に対して、国民主権の立場での対応を求める申し入れ

一九九一年五月二十四日

政府は、皇太子の結婚に伴い、それが憲法に規定のない私事であるにもかかわらず、六月九日を休日とし、「結婚の儀」の儀式

これに関連する一連の行事を国事行為としておこなおうとしている。「結婚の儀」の儀式は、戦前の天皇

主権下での「皇族親族令」に基づく儀式をほとんど踏襲したもので、内容も明白な神道儀式・宗教行事であり、国民主権と政教分離という憲法の原則に反するものである。

また、「結婚の儀」の日を休日とすることは、国民に祝意を強要するもので、国民主権、思想信条の自由など憲法の原則に反するものである。

さらに政府は、これらの儀式・行事が憲法に違反するものであるにもかかわらず、「結婚の儀」当日、各自治体に「日の丸」掲揚を義務づけ、地方公共団体、学校、会社等へ、「日の丸」を掲揚して祝意を表すよう要請することを決めた。

わが議員団は、本府が、国民主権、政教分離など憲法の根本原則を擁護・尊重し、地方自治と教育基本法を守る立場にたつて対応されるよう、次の点について申し入れるものである。
1 「結婚の儀」などに関するいつさの奉祝行事・事業や献上物などは、国民主権の立場から、これを行わないこと。

- 2 公的立場からの「祝意の表明」「天皇賀美」は行わず、府の施設、学校等での日の丸掲揚など国民主権に反する特別の対応を行わないこと。
- 3 府民、府職員、学校職員、児童・生徒に、奉祝行事への参加や「祝意」の強制を行わないこと。
- 4 警備に関しては、行き過ぎた取締

りなどで府民生活に影響を与えるこ

とのないよう慎重な対処を行うこと。

国民主権に反する、府議会の名による天皇・皇太子への「賀詞」表明に抗議する

一九九三年六月三日

1 本日、わが議員団を除く府議会各会派は「全員協議会」を開催し、皇太子の「結婚の儀」にあたっての「賀詞」の採択を強行した。

全員協議会は、法令、府議会会議規則になんら規定されていないものであり、そこでの「採択」を府議会の意思であるとするのは、とうてい認められないものである。

2 わが議員団は、すでに三月二十九日の議会運営委員会理事懇談会において、「結婚の儀」が国民主権、政教分離という憲法の原則に反することを指摘し、公的立場からの「祝意の表明」や国民主権に反する特別の対応を行わないことを申し入れた。また、五月十七日の議会運営委員会理事懇談会においても、「賀詞」やそのための「全員協議会」開催に強く反対した。

3 「賀詞」を決める「全員協議会」が、一部会派による、国民主権に反する天皇美化を行う単なる儀式にすぎないものである以上、わが議員団がこれに抗議して参加しないことは当然

である。

わが議員団は今後も、天皇美化を許さず、国民主権、民主主義の原則を守るため、徹底的にたたかうことを改めて表明するものである。

